

食品安全委員会農薬専門調査会

第 43 回会合議事録

1．日時 平成 18 年 4 月 26 日（水） 14:00 ～ 15:58

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（ 1 ） 専門委員紹介

（ 2 ） 専門調査会の運営等について

（ 3 ） 座長の選出

（ 4 ） 農薬専門調査会の運営体制について

（ 5 ） 農薬専門調査会の審議手順について

（ 6 ） 平成 18 年度に審議すべき農薬のリストについて

（ 7 ） その他

4．出席者

（ 専門委員 ）

石井専門委員、泉専門委員、白井専門委員、江馬専門委員、太田専門委員、
小澤専門委員、小林専門委員、三枝専門委員、鈴木専門委員、高木専門委員、
玉井専門委員、田村専門委員、津田(修)専門委員、津田(洋)専門委員、出川専門委員、
中澤専門委員、長尾専門委員、納屋専門委員、成瀬専門委員、布柴専門委員、
根岸専門委員、廣瀬専門委員、藤本専門委員、細川専門委員、松本専門委員、
柳井専門委員、山崎専門委員、山手専門委員、與語専門委員、吉田専門委員、
若栗専門委員

（ 食品安全委員会委員 ）

寺尾委員、見上委員

（ 事務局 ）

國枝評価課長、都築課長補佐、宇木専門官

5. 配付資料

- 資料 1 専門委員職務関係資料
- 資料 2 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿
- 資料 3 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（案）
- 資料 4 ポジティブリスト制度の導入に係る農薬専門調査会の評価体制について（素案）
- 資料 5 分野別農薬専門調査会専門委員
- 資料 6 ポジティブリスト制度の導入に係る食品安全委員会審議フロー（素案）
- 資料 7 暫定基準が設定された農薬等の評価の実施手順（素案）
- 資料 8 暫定基準が設定された農薬等の評価方法の考え方（素案）
- 資料 9 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（素案）
- 資料 10 ポジティブリスト制度に関するこれまでの審議経緯等
- 資料 11 平成 18 年度食品健康影響評価依頼予定物質について
- 参考資料 1 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（回答）
- 参考資料 2 農薬専門調査会での審議状況一覧（平成 18 年 4 月 25 日現在）

6. 議事内容

都築課長補佐 食品安全委員会事務局評価課課長補佐の都築でございます。定刻となりましたので、ただいまから第 43 回「農薬専門調査会」を開催させていただきます。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、私ども食品安全委員会委員長代理の寺尾委員よりごあいさつをお願いします。

寺尾委員 食品安全委員会で委員をしております寺尾でございます。本日は寺田委員長が所用によりまして不在でございますので、私が代わりまして一言、皆様方にお礼とごあいさつを申し上げたいと思います。

先生方には、このたび、専門委員への御就任をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。先生方には内閣総理大臣から 4 月 1 日付けで任命が行われておりまして、辞令につきましては先日事務局の方から郵送させていただきますので、既にお受け取りいただいているものと思っております。

本日は、新任の専門委員の先生もいらっしゃいますので、食品安全委員会の設立の経緯を簡単に御説明申し上げたいと思います。

食品安全委員会は、食品安全基本法という法律にありますとおり、食品の安全性の確保に関します施策を総合的に推進するということを目的といたしまして、国民の健康の保護が最も重要であるという基本理念の下で厚生労働省あるいは農林水産省のようなリスク管理機関から独立いたしまして、科学的な知見に基づきまして客観的で中立公正な立場でリスク評価を行うという機関といたしまして平成 15 年 7 月 1 日に設立されました。これは食品安全基本法の施行と同時に設立されたということでございます。

食品安全委員会は、委員長以下 7 名の委員で構成されております委員会と、16 の専門調査会から全体が構成されております。このうち、この農薬専門調査会は農薬の食品健康影響評価を行うために設置されたものでありまして、毒性学とか、動物での代謝、あるいは植物での代謝の分野、もろもろの分野がございますけれども、そういう分野に詳しい専門の先生方に幅広くお集まりいただきまして構成されているというものでございます。

この食品健康影響評価という聞き慣れない言葉でございますけれども、これは法律用語でございます。食品安全基本法の中にこういう言葉が使われておりますので正式にはこれを使うんですけれども、平たく言えば、これはリスク評価。この場合ですと、農薬のリスク評価あるいは安全性評価というふうに置き換えても構わないという言葉でございます。

農薬につきましては、残留農薬の問題というのが非常に国民の皆様方の関心が高い分野でございます。国民の健康の保護が最も重要であるというような先ほど申しました基本理念をどうか御理解いただきまして、慎重な御審議をお願いしたいと思っております。

また、5 月末ぐらいから、我が国では農薬のポジティブリスト制度に移行するということになっておりまして、本専門調査会には非常に多数の農薬の安全性の審議を迅速かつ効率よく行うという責務が課せられることになっております。こういう状況に対処するために、食品安全委員会は今回から新たに多数の先生方に農薬専門調査会にお入りいただくことにしたものでございます。先生方には、これまでの知識あるいは御経験を十分に生かしていただきまして、私ども委員ともども十分な御審議をお願いしたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

都築課長補佐 それでは、お手元に「第 43 回食品安全委員会農薬専門調査会議事次第」を配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

本日の議事の進め方でございますけれども、まず、専門委員の皆さんを御紹介させていただいた後、事務局から資料 1 によりまして専門調査会の運営等に関する事項をある程度

時間を取って御説明させていただきます。

その後、実質的な審議に入るわけですがけれども、まずは座長を御選出いただきたいと考えております。

それから、実際の審議の内容でございます農薬専門調査会の運営体制。そして、審議手順に続きまして、これから御審議いただく農薬の案件の内容等について順次説明させていただきますこととなっております。

御発言をいただく際の注意点なんですけれども、本日、速記が入っております関係上、なるべくマイクを使って御発言いただきたいと思っております。手を挙げていただきましたら、うちのスタッフがマイクを持って先生のお手元のところへ持ってまいりますので、マイクで御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料 1「専門委員職務関係資料」という厚い冊子でございます。

資料 2、先生方の名簿でございます。

資料 3 が「農薬専門調査会の運営体制に関する事項(案)」、言葉が書いてあるものです。

資料 4、横置きで、四角がいっぱいあるものです。「ポジティブリスト制度の導入に係る農薬専門調査会の評価体制について(素案)」。

資料 5「分野別農薬専門調査会専門委員」。

資料 6、フローの図でございます。「ポジティブリスト制度の導入に係る食品安全委員会審議フロー(素案)」。

資料 7「暫定基準が設定された農薬等の評価の実施手順(素案)」。

資料 8 が「暫定基準が設定された農薬等の評価方法の考え方(素案)」。

資料 9 が、また文章が書いてあります。「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順(素案)」。

資料 10 が「ポジティブリスト制度に関するこれまでの審議経緯等」。時系列で、これまでのファクトが書いてあります。

資料 11 が「平成 18 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。厚生労働省から食品安全委員会に提出された、物質のリストでございます。

残り 2 つが、参考資料でございます。

参考資料 1 が「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について(回答)」。

参考資料 2 が、現在まで私ども食品安全委員会が行ってまいりました農薬の審議の経過

でございます。

資料につきましては、全専門委員と傍聴者に配付しております。なお、これらは近日中にホームページの方にも掲載させていただきます。

それでは、続きまして専門委員の方々を御紹介申し上げます。「あいうえお」順で御紹介させていただきます。

本日は、31名の専門委員に御出席いただくことになっております。このうち、江馬専門委員、山手専門委員におかれましては、本日遅れて到着されると伺っております。

それでは、順に先生のお名前を読み上げさせていただきます。

赤池専門委員は、本日御欠席いただいております。

石井専門委員。

泉専門委員。

上路専門委員は、御欠席でございます。

臼井専門委員。

江馬専門委員は、後ほど遅れていらっしゃいます。

大澤専門委員は、御欠席でございます。

太田専門委員。

大谷専門委員も、御欠席になっています。

小澤専門委員。

小林専門委員。

三枝専門委員。

佐々木専門委員も、御欠席の連絡をいただいております。

鈴木専門委員。

高木専門委員。

玉井専門委員。

田村専門委員。

津田修治専門委員。

津田洋幸専門委員。

出川専門委員。

中澤専門委員。

長尾専門委員。

納屋専門委員。

成瀬専門委員。

布柴専門委員。

根岸専門委員。

林専門委員は、本日は御欠席でございます。

平塚専門委員も、御欠席でございます。

廣瀬専門委員。

藤本専門委員。

細川専門委員。

松本専門委員。

柳井専門委員。

山崎専門委員。

山手専門委員は、後ほど遅れていらっしゃるとの御連絡をいただいております。

與語専門委員。

吉田専門委員。

若栗専門委員。

以上、38名の専門委員でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日、食品安全委員会委員もオブザーバーとして出席しております。

先ほど、ごあいさつさせていただきました寺尾委員です。

見上委員でございます。

続きまして「(2) 専門調査会の運営等について」に入らせていただきます。

お手元の資料1に基づいて御説明させていただきます。資料1「専門委員職務関係資料」、平成18年4月のバージョンでございます。

まず、1枚めくっていただきまして目次を御覧いただきますと「1 食品安全基本法について」「2 専門調査会の調査審議について」「3 専門委員の調査審議以外の業務について」「4 専門委員の服務について」「5 食品健康影響評価技術研究について」「6 『食品安全総合情報システム』の一部運用開始について」「7 食品安全委員会事務局組織図」ということで、全部で40ページぐらいの冊子になっております。

それでは、順を追って御説明させていただきます。まず「1 食品安全基本法について」、1ページでございます。ここでは、食品安全基本法の中で特に農薬の調査審議に係る部分について具体的に御説明させていただきたいと思っております。

まず、食品安全基本法の第1条、四角の中に囲って書いてあります。ここで法律の目的

を定めております。ここは読ませていただきます。

「(目的)

第 1 条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」

状況としては、国民の食生活を取り巻く環境が変わってきている。これに適確に対応するために基本理念等を定めて対処していくんだということが目的でございます。基本理念については、先ほど寺尾委員からごあいさつの中で触れさせていただいたとおりでございます。

「2 リスク分析手法の導入」でございます。食品安全基本法第 11 条を読ませていただきます。

「(食品健康影響評価の実施)

第 11 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」

例外規定を 3 つ定めております。

「一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第 3 号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。」

若干の解説をさせていただきますと、現在、ポジティブリスト制度への移行に関して、私ども、多数の農薬についてこれから調査審議を進めることになるんですが、まさに、こ

の第 11 条第 1 項第 3 号に掲げられている「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」ということで、厚生労働大臣が、まず初めに農薬の暫定基準を設定いたしまして、その後、第 2 項にございます「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」ということで、私どもが、設定された農薬の暫定基準が安全かどうか、その農薬に関する食品健康影響評価を行うこととなっております。

行う評価の内容なんですけれども、これは、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うということで、今の科学ではわからないので評価ができませんというのではなくて、今、わかる範囲で結論を出すというのが、この法律の趣旨でございます。

3 ページ、第 12 条について御説明させていただきます。

「(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第 12 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第 1 項又は第 2 項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。」

いわゆる、リスク管理に関する規定でございます。私どもが行ったリスク評価に基づいてリスク管理を行うことというのを第 12 条で定めております。

4 ページに移りまして「3 委員会の所掌事務」について御説明させていただきます。

やや長いんですけども、読ませていただきます。

「(所掌事務)

第 23 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第 21 条第 2 項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第 2 号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

六 第 2 号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 第 2 号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第 2 号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。」

続きまして、第 24 条です。どういったことについて、我々農薬専門調査会が調査審議を行うかということを掲げたものでございます。

「(委員会の意見の聴取)

第 24 条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第 3 号に該当すると認める場合は、この限りでない。」

例外を除いて、何か施策を行うときに、食品安全委員会に意見を聞いてくださいという条文でございます。

「2 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第 11 条第 1 項第 3 号に該当すると認めた場合に限る。)」。これがいとまがないということで、施策を先に行ってしまった場合です。

「においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。」

そういうことで、我々農薬専門調査会がどういったときに調査審議を行うかというのが、ここに全部書かれているということになっております。詳しく解説をしておりますので、お時間のあるときには是非御覧いただければと思います。

続きまして、8ページに移ります。「4 委員会の権限」です。

「(資料の提出等の要求)

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。」。

要するに、食品安全委員会は我々の職務である食品健康影響評価を行うため、必要がある場合には関係の行政機関から説明を受けたり、資料を提出してもらったりすることができるということを定めております。

最後に、先生方に直接関係する部分でございます。「5 専門委員」です。

「(専門委員)

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。」。

そういうことで、先生方は内閣総理大臣に任命された非常勤の国家公務員という立場にここで規定されることとなります。

以上で、簡単ではございますけれども、食品安全基本法の概略を説明させていただいたということで、続きまして10ページに移って「リスク管理機関とリスク評価機関との関係」について、図を見ながら簡単に御説明させていただきます。

ここで、リスク管理機関として名前を挙げさせていただいているのが厚生労働省と農林水産省でございます。特に農薬に関しては、厚生労働省が食品中の残留農薬の基準値を設定するというようなリスクのマネジメントを行っているんですが、それに当たって農薬の安全性の評価を要請する。それを受けまして、食品安全委員会でリスク評価を行う流れになっておりまして、リスク評価を行った後に評価結果の通知、あるいは必要に応じて勧告というような措置を行うという関係になっております。

それから、消費者・事業者等というのが一番下に書いてありますけれども、関係者相互間の幅広い情報・意見の交換を行うためにリスクコミュニケーションというのを、この点々のマルで囲っておりますけれども、これは食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が一緒になってリスクコミュニケーションを行っていくというような位置づけになっております。

11 ページは、先ほど条文を細かく説明させていただきましたので、この部分では割愛させていただきます。

12 ページに移らせていただきます。「2 専門調査会の調査審議について」です。

食品安全委員会の運営に関して必要な事項は、食品安全委員会令第 4 条の規定により、委員長が食品安全委員会に諮って定めることとされています。専門調査会の調査審議の手順、組織及び運営、留意事項等についても、食品安全委員会における累次の決定により、以下のとおりとなっております。

まず、調査審議の手順でございます。後ろに書いてありますけれども、14 ページを御覧ください。

まず、リスク管理機関から諮問を受けた場合に、食品安全委員会では、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受けて、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関し調査審議を依頼します。農薬の場合で申しますと、まず食品安全委員会が厚生労働省なり農林水産省から諮問を受けて、その内容について農薬専門調査会に審議を依頼するということとなります。

それから、食品安全委員会がどこから諮問を受けることなく自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項についても、同様に委員会の中で審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼いたします。

専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行って、評価書の案をとりまとめます。

評価書の案においては「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」において「原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する」となっています。この意見募集の期間は、原則として 30 日間行うこととされております。

国民の意見募集を踏まえて、最終的にまとめたものについて食品安全委員会に報告を行うこととなりますが、食品安全委員会は、専門調査会から調査審議の結果について報告を受けた場合に、これを基に審議を行って、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知する。

これが、諮問を受けてから、あるいは自ら必要と判断して審議を開始してからアウトプットを出すまでのフローでございます。

それから、12 ページの下「第 2 組織及び運営の一般原則」ということで書いております。

食品安全委員会専門調査会運営規程は、専門調査会の設置及びその所掌事務のほか、専門調査会の組織及び運営について次のように定めています。

これは、16 ページを御覧いただきたいんですけれども「 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）」というのがございます。

要点といたしましては、各専門調査会に属すべき専門委員は、委員長が指名いたします。

専門調査会に座長を置くこととなります。専門調査会の座長は、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとなります。

座長は、専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となります。

座長に事故があるとき、その職務を代理する者、すなわち座長代理を当該専門調査会に属する専門委員の中から座長があらかじめ指名することとなっております。

17 ページに第 5 条があるんですけれども、今回、我々の農薬専門調査会に関係ありそうなこととして、第 5 条の第 3 項「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」ということで、外部の人の意見も場合によっては聞くことができるという規定がございます。

次に、13 ページ「第 3 調査審議に当たって特に留意すべき事項」というのが 19 ページに書いてあります。

「1 利害関係者の除斥」。専門調査会における調査審議の対象となる食品または危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を感じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づいて、実際には、具体的には調査審議の場で、例えば御自身が元ある農薬メーカーに籍を置いていたと。そのメーカーの製品が調査審議の場に向けられたといった場合に、ひょっとして、やや手綱を緩めたりとかそういうような疑念を生じさせることがないとも限りませんので、その審議の部分については発言の制限等を受けることがございます。あらかじめ御了承くださいませ。

それから、調査審議の公開の原則について 20 ページに書いてあります。

専門調査会につきましては、この 20 ページに書いてあります「 食品安全委員会の公開について（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）」という規定に基づきまして、調査審議の結果、あるいは意見等が公開されるほか、会議の内容、議事録、提出資料等も、原則として公開されることとなっております。

どういった場合に、この原則に反して非公開の扱いになるかというのが書いてありますが、まず、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著し

い支障を及ぼすおそれがある場合、それから、公開されることによって、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合については、原則に反して非公開という扱いにさせていただいております。

「3 議事録等の公開について」も「2 会議の公開について」と原則として同じなんですけれども、非公開で開催された会議の議事録の公開の扱いなんですけど、暫定的に、まず発言者の氏名を除いた形でインターネット等で公開させていただきます。更に、会議の開催日から3年経った時点で発言者の名前が明らかになった議事録を公開することとなります。

農薬の場合の、具体的なこれまでの扱いなんですけれども、個別の農薬について企業の知的財産に関する資料が提出された場合には、会議自体は非公開の扱いで、ただ、議事録についてはかなり詳細なものを、委員のお名前がわからないような形で当面3年間は公開させていただいております。

それから、評価の結果でございます農薬の抄録とか評価書というのがあるんですが、これについては原則として公開すると。ただ、部分的に著しく企業の知的財産権を侵害するおそれがあるという場合については、部分的に墨塗りをして細かい資料を公開しているというような事例もございます。

引き続きまして、21 ページ「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」ということで書かせていただいております。農薬専門調査会の先生方に、調査審議以外にもお願いしている仕事がございます。

まず、1 つ目がリスクコミュニケーションでございます。先ほども関係機関との図の中で御説明いたしました。

リスクコミュニケーションに当たっては、科学的な知見を有する方々に専門的な見地からわかりやすい言葉で語りかけていただくというのが非常に重要だと思います。こういったことから、私どもが行っております意見交換会に専門調査会の先生に御参加いただくという場合がございます。近年、年間10回以上開催しております。

それから、22 ページの上の方、食品安全モニターというのを、私ども、一般の方々から公募で募集いたしまして、この方々から政策提言を受けております。こういった方々に基本的な知識を提供するということから、全国で毎年10回、食品安全モニター会議というのを開催しております。これについても専門委員の先生に一部御参加いただいて、専門的な情報提供をお願いしております。

22 ページの「2 国際会合への出席」でございます。

国際リスク評価機関の会合を始め、さまざまな国際会合に御出席いただくというのをお願いしております。具体的には、農薬でまいりますと、OECDの農薬の会合ですとか、あるいはJMPRの会合といったものに先生に御参加いただいております。

23 ページ「3 食品健康影響評価技術研究運営委員会（平成 17 年度）」というのがあるんですけども、まず、食品健康影響評価の効率的かつ効果的な実施ということを目的として運営委員会というのを開催しているんですが、この構成メンバーとして専門委員に御参加いただいて、こういった研究を行うのかとか、研究課題の審査、研究結果の評価といったものに御協力いただいております。

24 ページ「4 国会への参考人招致（平成 17 年度）」ということで、食品安全委員会としてお願いしている業務ではございませんけれども、国会の委員会が、特に関心が高い事項について、専門委員に政府参考人として出頭を求めるといった場合がございます。過去、ここに掲げられている出席の事例がございます。

続きまして、25 ページ「4 専門委員の服務について」です。

食品安全委員会の専門委員は、内閣総理大臣が任命いたします非常勤の国家公務員という扱いになります。それに基づきまして、幾つかの規定と守るべき義務が発生しておりますので、申し上げます。

「1 服務の根本基準（法第 96 条）」

日本国憲法第 15 条第 2 項の規定の趣旨に則り、国家公務員法は服務の根本基準を定めています。

専門委員は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関連団体等一部の国民の奉仕者ではないこと、公共の利益のために勤務すべきであって、いやしくも個人的な利益等のために勤務してはならないことに留意する必要があります。」

済みません、これは当然のことで、先生方に申し上げるのは大変恐縮なんですけれども、読ませていただきます。

「2 法令及び上司に従う義務（法第 98 条第 1 項）」

法治主義を実現するため及び行政機能が円滑かつ統一的に発揮されるため、専門委員は、法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられています。

3 争議行為等の禁止（法第 98 条第 2 項）」

一般に、国家公務員が集団で行う怠業（サボタージュ）その他の争議行為等は、食品安

全委員会の業務に停滞を招き、公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全体の奉仕者である国家公務員の地位の特殊性と相容れないことから、たとえ非常勤の職員であっても禁止されています。

4 信用失墜行為の禁止（法第 99 条）

専門委員は国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に当たるものであり、専門委員が非行に及ぶときは、本人及び本人の職務に対する信頼はもとより、食品安全委員会の業務全体に対する信用を失い、ひいては、食品健康影響評価の円滑な実施等に支障を生じるおそれがあることから、国民の信用を損なう行為は禁止されています。

行為は職務に関連しているか否かを問いません。具体的には、飲酒運転、暴行・けんか、痴漢行為等も国民の信用を損なう行為に該当します。

5 秘密を守る義務（法第 100 条）

調査審議においては、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることで円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生じる場合や、審議結果の決定後であっても他国又は国際機関に関する非公開情報のようにそれを公にすることにより当該他国又は国際機関との信頼関係を損なう場合もあります。また、調査審議に際して得た個人情報、知的財産に係る情報等を漏らすことで、個人や法人の利益を損なう場合もあります。したがって、専門委員には守秘義務が課されています。

なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます。」

それから、第 101 条の職務専念義務、第 82 条の服務に関する規定に違反した場合の処分ということで、懲戒処分もあるということを書かせていただきました。

「なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます。」

以下、参考資料を付けさせていただきました。

済みません、長く説明させていただきましたが、御清聴ありがとうございました。

それでは、引き続きまして議事を進めさせていただきます。ただいまの御説明につきまして、まずは御質問がございましたらお願いいたします。

ございませんようでしたら、それでは「(3) 座長の選出」に入らせていただきます。

先ほど御説明いたしました資料 1 の 16 ページ「食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）」、第 2 条第 3 項によりまして、座長は専門

調査会に属する専門委員の互選により選出するとされております。どなたか御推薦はございませんでしょうか。

廣瀬専門委員、お願いします。

廣瀬専門委員 国立衛研の廣瀬でございます。

座長につきましては、この3月まで農薬専門調査会で座長をしてこられました鈴木専門委員が適任かと思えますけれども、いかがでしょうか。

都築課長補佐 吉田専門委員、お願いします。

吉田専門委員 放医研の吉田でございます。

私も、鈴木専門委員が適任かと思ひまして、御推薦申し上げたいと思ひます。

都築課長補佐 ほかにございませんでしょうか。

ただいま、廣瀬専門委員と吉田専門委員から鈴木専門委員ということで御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

都築課長補佐 ありがとうございます。御賛同いただいたようですので、座長に鈴木専門委員が互選されました。

それでは、鈴木専門委員、座長席へお移りいただくとともに、ごあいさつをお願いいたします。

(鈴木座長、座長席へ移動)

鈴木座長 互選ということで、座長の指名をいただきました。

改めて紹介いたしますが、日本獣医畜産大学だったんですが、4月から日本獣医生命科学大学と名前が変わったんですが、内容は変わっておりません。獣医生理学を教えます。

前の専門調査会で、座長を務めさせていただきました。なかなかうまく議題を整理できないこともあって、皆さんには御迷惑をおかけすることが多いかと思ひますが、ひとつよろしくをお願いいたします。

大体、事務局の方から説明があったとおりなんですけれども、前回の食品安全基本法ができて、この専門調査会ができたときと、その前の話というのが大分変わりました。いわゆる残留農薬安全性評価委員会、安評とか、薬・食審の中の毒性部会あるいは残留農薬部会の合同で農薬に関してリスクアセスメントをやってきていたんですが、御存じのとおり、安評というのは厚生労働省の基準課の課長さんの私的諮問機関でございました。今回、我々の専門調査会というのは内閣府の中で、専門委員の皆さんは皆、内閣総理大臣から辞令を

もらっておりますので、前に申し上げたんですが、安評の時代から考えますと2階級もしくは3階級ぐらい特進しているという状況がございます。

その中で、實際上、非常に大変なことをやらざるを得ませんでして、科学主義に基づいて公表しろというような話が大筋なんですけれども、その中で農薬抄録の公表というのは大変にメーカー側からは抵抗の強い話も、一部、知的財産権を損なわないようにということで配慮はされておりますが、またメーカーの厚意によりまして公表できるようになりまして、がらっと状況が変わりました。

また、我々の仕事として評価書を出さなければいけないということもあって、これも昔はほんの2~3枚の紙でしかなかったんですが、最低でも30ページは超えるような、長ければ70ページぐらいに及ぶような評価書をホームページに公開しております。

更に、この評価書については英文のものも公表されておまして、これについては、既にこの評価書に基づいて外国で登録ができたというような剤もございます。こんなことは昔は考えられませんでした。

それと、議事録が公開されておまして、これらを全部併せますと、恐らくほとんどのことが太陽の下にさらされてしまったといえますが、非常に透明性が高まった状況だと思います。

極めて大きな前進であったし、エポックメイキングなことであったと思いますが、それらについては、この専門調査会についても堅持していきたいと考えておりますので、ひとつ、皆様方によろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。

今回、非常にたくさんの専門委員が選ばれましたのは、先ほどから説明があるように、ポジティブリストとの関係でございます。この件についても、原則は慎重審議という、前回の専門調査会が貫いてきた方針がベースになるのではないかと思います。

ただ、リストのことを考えますと、法律の言葉によれば相当の期間の間に審議をしろということで、この相当の期間というのはどれだけかというのは後でまた確かめたいとは思いますが、それでも比較的迅速に審議をしなくてはいけないということになります。その辺のところについても、いまだかつて、これだけの規模で審議したことがございませんから、一部、かなり試行錯誤的な問題等々も出てくるかと思えます。その意味で、皆さんには御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

ちょっと長くなってしまいましたが、座長就任のごあいさつに代えさせていただきたいと思えます。

都築課長補佐 ありがとうございます。では、これより先の議事進行を鈴木座長に願

いいいたします。座長、よろしくお願いいいたします。

鈴木座長 まず、最初の仕事といたしまして、先ほど都築課長補佐の方から説明がありましたけれども、座長代理の指名をしないといけないと。これは規程の第2条第5項にございまして「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということになっておりますが、私に指名をさせていただいてよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

鈴木座長 規定ですので、私としては、前回のときにもお願いしていたんですが、今回も廣瀬専門委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

鈴木座長 どうもありがとうございました。

それでは「(4) 農薬専門調査会の運営体制について」に入らせていただきます。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

都築課長補佐 それでは、資料3、資料4、資料5の3枚に基づきまして御説明させていただきます。

まず、わかりやすいのが資料4でございまして、この横置きを表を御覧いただきながら、資料3の文章を御説明させていただきたいと思います。

「農薬専門調査会の運営体制に関する事項(案)」。これは、主としてポジティブリスト化された農薬の多数の審議を効率よくこなすという観点から、このような5つのグループ分けというのを行いたいと。それについて皆さんの御意見を伺いたいということでございます。

まず「第1条 農薬専門調査会の運営については、『食品安全委員会専門調査会運営規程』(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下『運営規程』という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる」ということで、資料3の決定をしたいということでございます。

(幹事会の設置)

第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項を、一般評価部会又は評価グループに調査審議させること。」

これは、具体的に申しますと、他省庁から諮問があった事項について、どこの一般評価部会で、あるいはどこの評価グループで審議してもらうか。その割り振りをするのが幹事会であるということでございます。

「二 前号の調査審議事項に関する一般評価部会又は評価グループにおける結論について調査審議すること」。

各グループ・部会の報告を受けまして、それがグループごとのずれがないかとか、最終的にざっと目を通していただくという位置づけでございます。

「三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」。

幹事会自身が、中身を調査審議するということもあるんだろうということで、三の規定を設けております。

「3 幹事会は、一般評価部会及び評価グループの座長」、資料4でございますが、箱が5つ、それぞれ上に座長という四角の印が付いた方がいますけれども「座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する」ということになっております。

「4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」。

以上が、幹事会の規定でございます。

「(一般評価部会の設置)

第3条 農薬専門調査会に複数の一般評価部会を置くことができる。

2 一般評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価について調査審議を行うほか、暫定基準が設定された農薬のうち国際リスク評価機関においてADIの設定ができないとされた物質や食品を通じて国民が摂取する量が比較的多い物質(以下「優先物質」という。)として幹事会が指定する農薬の食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議を行う」。

3つの事柄がここに書いてあるんですけども、1つは新規の農薬登録申請がございまして、これは食品安全基本法第24条第1項に基づきまして農薬専門調査会が審議を行うことになります。ですので、ここで言っているのは新規の農薬あるいは適用拡大がされて諮問を受けた農薬について、まず第24条第1項に係る審議を行う。

それから、暫定基準が設定された農薬の中で、例えばJMPRなどで、これはADIが設定できません、ちょっと危険かもしれませんというような結論が出されているものであ

て、我が国で使われているような剤。具体的には後ほど御説明しますが、アレスリンと、オキシリニック酸、この2つの剤が農薬として当てはまります。この剤については、国際リスク評価機関においてADIの設定ができないとされたものですので、これは重要度が高いのではないかと考えております。こういったものも一般評価部会で審議をしていただきたいと考えています。

それから、厚生労働省なり、我々食品安全委員会もマーケットバスケット調査というのを行っているんですが、これは一般の国民の皆さんが食品を通じてどういった農薬を特に多量に摂取されているかというのを調べる目的で行っている調査でございます。

この調査の結果、特に人が摂取する量が多いのではないかというようなことがわかりましたら、その農薬についても一般評価部会において審議を行うと。それから、幹事会が特に一般評価部会に審議していただきたいんだということについても、一般評価部会で審議するということで定めております。

以上が、一般評価部会で審議する内容の3つでございます。

「3 一般評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 一般評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 一般評価部会の座長は、当該一般評価部会の事務を掌理する。

6 一般評価部会の座長に事故があるときは、当該一般評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 原則として、各一般評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、一般評価部会の座長は、必要により、当該一般評価部会に属さない専門委員に対し、当該一般評価部会に出席を求めることができる。」

特に、この専門分野はあの先生が詳しい、是非、参加していただきたいというようなことがあればリクエストして参加いただくこともできるという規定を設けております。

以上が、一般評価部会でございます。続きまして、評価グループの御説明に移らせていただきます。

ほとんどの規定は、一般評価部会と同じでございます。評価する内容が大きく違ってまいります。それは第4条第2項でございます。

「2 評価グループは、暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外の農薬として幹事会が指定する農薬の食品健康影響評価について調査審議を行う」ということで定められております。書くと簡単なんですけれども、数はものすごく多いので、評価グループの方

のお仕事はかなり大変なのではないかと想像いたします。

それから、雑則規定を定めております。資料3の裏側でございます。

「第5条 幹事会、一般評価部会及び評価グループの運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。

2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。」

そうということで、また資料4のフローに戻って全体の雰囲気をつかんでいただきたいんですけれども、今、38名の先生方にここに入ってくださいことになります。

具体的なイメージといたしましては、一般評価部会を2つぐらい、評価グループというのを3つぐらい置かせていただいて、それぞれの各グループの座長の先生、それから、特に農薬専門調査会の座長が指名する先生に幹事会に入ってください。大体、10人ぐらいの先生で構成するというイメージであります。

それから、評価グループと一般評価部会の調査審議の内容に大きなずれがないようにという思いを込めて、一番下に注書きで書かせていただきました。

「当面の間、一般評価部会メンバーが評価グループの審議に参加することとする。」これをもちまして、調査審議の場、それから、最終的な報告の場で幹事会でチェックするという、この2面から5つのグループの審議のスピードとか中身に差が出ないようにということを図りたいと考えております。

以上が、農薬専門調査会の評価体制でございます。

資料5なんですけれども、これは私ども事務局の判断で、それぞれの先生方の御専門の分野といった観点から、是非、農薬の調査審議に御専門のお力を発揮していただきたいという思いで、先生方を農薬を評価する観点からの6つのカテゴリーに分けさせていただきました。今後、この農薬専門調査会決定が御承認いただけましたら、座長にそれぞれのグループ分けというのをさせていただくことになるんですが、その際の参考という思いで資料5をつくらせていただいております。

それから、資料4の裏側に、農薬専門調査会だけではございませんで、ポジティブリストに関係する動物用医薬品と肥料・飼料等専門調査会のことも含めまして、全体、どういった体制になっているのかというスキームを書かせていただいております。

農薬専門調査会幹事会の下に、2つの部会と3つのワーキンググループが存在して、それぞれ、部会では優先物質に関する評価を専らやる。ワーキンググループの方では優先物質以外の評価を行うことになっております。

それ以外に、3つの専門調査会から足が伸びていて、合同ワーキンググループにつながっておりますが、ここで一律基準及び対象外物質の評価等を行う。実は、ポジティブリストに掲げられている農薬の中には、農薬の基準値が設定されていないもの、明らかに健康影響上、心配がないというようなものが除外物質として定められております。それ以外に、基準の数値が定められていない部分の農薬と食品の組み合わせにつきましては、厚生労働省の案では0.01 ppmという一律基準が適用されるということになってはいますが、この0.01 ppmが本当に適当なのかと。0.03 ppm、0.1 ppm、幾つが適当なのかというのを合同ワーキンググループで調査審議していただくということもございます。

以上が、農薬専門調査会の評価体制についての御説明でございます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。

今の説明で、評価体制についてというようなところが、今、これもまだ案だと思うんですが、一種の条例とともに説明されたんですが、何か御質問があればお願いします。

もう少し説明してもらった方がいいのでしょうか。資料4のところで、とりあえず農薬専門調査会のところを5つぐらいに小分けしようと。それで、一般評価部会というのと、評価グループというのに分けますという話なんです、この評価グループというのがそもそもよくわかりません。

それと、裏側を見ますと、食品安全委員会の中で大分けしてリスク評価担当専門調査会の話が3つになっていて、化学物質系と生物系と新食品等の3つのところで評価グループという言葉を使っているんです。その評価グループというのと、今回、我々のところで使っている評価グループというのはちょっと紛らわしいというような気もします。

グループという言葉だと、資料4の裏の方にある合同で農薬と動物用医薬、肥料・飼料のところで、WG、つまりワーキンググループだと思うんですけども、ここもやはりグループという言葉を使っていて、この辺が紛らわしいかなと。

もう少し、その辺の事情とか、この辺り、まだ名前が変えられるのか。名前が変えられるのだったら、この運営に関する事項(案)のところも変えていかなければならない部分がありますから、もし事務局の方で、もう少し追加して説明されるのだったら説明していただけますか。

都築課長補佐 まず、現時点から変えられるのかということなんです、これは先生方にこれから決定していただくことですので、勿論、変えることはできます。

なぜ、こういうことになってしまったのかということをし経緯を御説明させていただきますと、もともとはこういった5つのグループというか、先生方のグループが横並びと

いう位置づけで評価体制をスタートしたわけではなくて、私ども、事務的な作業の流れとして、もともとは農薬専門調査会の下に評価グループというよりは、ワーキンググループとして3つのグループを設置するという事で評価体制のアイデアをスタートさせて、その名残がここに残っているというだけにすぎませんので、現在、このグループという名前に実質的な意味は既になくなってしまっていると言っても言い過ぎではないと思います。ですので、先生方で、名前が紛らわしいというような座長の御指摘もございましたので、もし適当なお名前があれば変えていただくことは全く差し支えございません。

ここで評価部会、評価グループということで違う名前を付けておりますけれども、名前が違う理由というのは、今では調査審議する中身が違うというだけでございまして、出された評価結果の重みにつきましては、一般評価部会も、評価グループも全く差がないということになりますので、本当に名前の違いということだけで、実質的な違いはないというのが現状でございます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。それでは、今の説明も含めて、何か御質問等々がございましたら、お願いいたします。

それでは、名前は審議した上で、何か適当なものがあれば変えてもよいということなんですが、例えば横並びに第1評価部会から第5評価部会みたいな形で並べる、あるいは評価部会1、評価部会5というような形の名前にしても一向に差し支えないということですね。その場合、最初の2つは、だれがどういうふうに属して、審議する内容はオリジナルデータに基づいた審議になるし、後ろの3つの方は評価書等々を使ってする審議になりますけれども、内容上はリスクアセスメントについては軽重はないということによろしいですか。

都築課長補佐 はい。

鈴木座長 そういうことにもなるんだそうですが、どうでしょうか。このままの名前を踏襲するか、あるいは何か適当な名前に変えるか。その辺のところ、どちらがよいかということで決を取ってしまいませんか。それとも、それも含めて私にらせていただけるか、どちらかの話にしようかと思っているんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、白井専門委員。

白井専門委員 済みません、初めてなもので、もしかしたら誤った見方をしているかもしれませんが、この一般評価部会とか評価グループには、それぞれ内容を表すような具体的なグループ名が付くのでしょうか。

鈴木座長 事務局の方は、何かそれについてございますか。

都築課長補佐 実態を表すようなというか、当初、事務局の考えとしては、この一般評価部会という名称で、農薬専門調査会一般評価部会ということで。

白井専門委員 幾つかある場合は、第1とか、第2とかですか。

都築課長補佐 あくまで便宜的なものになるかと思えますけれども、第1評価部会とか、第2評価部会というようなアイデアを座長の方から御提案いただきましたので、そういうこともあるかと思えます。

鈴木座長 内容を表すというようなことになると、基本的には、今、ここで評価グループと書いてあるグループは、優先物質以外のポジティブリストに関わる剤に関する評価をするというのが内容でして、これを短く縮めて言うとなんになるかと思っはいるんですけども、何か適当な名前があれば、そのように分けた方がわかりがいいかもしれません。今、まだ決定しているわけではございませんから、御提案がございましたら、是非どうぞ。

廣瀬専門委員、何かその点で、特に御意見はございますか。

廣瀬専門委員 やはり、この一般評価部会と評価グループでは評価する内容が若干違うので、それを加味したような名前の方がいいと思うんです。例えば、一般評価部会に対して、簡易評価部会とか、ただ、こうなると評価グループに対して失礼になりますでしょうか。

鈴木座長 恐らく、評価結果に関してどの部会が出されてきたことに関しても、重みとしては同じに扱いますという意味のところがあって、一般評価部会に対してもう一つつけた名前が、内容がその下にあるかというような形のイメージを持っているようなことになると具合が悪いという意味合いがあるのかと思ったりはしているんですけども、なかなか適当な短目の言葉というのはないんですが、やはり内容を表すような形にした方が一般にはわかりやすいですね。

ほかに、どなたかございますか。

前からの顔見知りということになりますと、岩手大学の津田専門委員いかがですか。

津田(修)専門委員 やはり、この内容がある程度わかる方がいいのではないかと思います。そういうことで、ここで決めるというのは非常に難しいですから、例えば、後で座長にお考えいただくというのはどうでしょうか。

鈴木座長 この場では、私もアイデアが出せないなので、少し時間をいただきたいと思えます。

そういうところで、恐らく、今のお三方の御意見を伺っていますと、内容がわかるような形の命名にしてほしいというように聞こえますので、そういう方向で事務局と相談いた

しまして、また後ほど皆さんにお諮りするということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

鈴木座長 どうもありがとうございました。それでは、事務局の方もよろしくお願いたします。

それで、1 つは済んだんですが、大事な作業としましては、ここの評価部会もしくは評価グループのところに人を割り付けなければならないということなんですが、これも規定の方の話で、座長が指名する部分がかかなり多うございます。

もし、まだこれはどうということはないと思うのですが、いろいろな問題、資料 5 での専門分野のところ等々を勘案しまして、なるべく、どの部会もすべての分野の方が入っているようにというようなことを考慮して、専門委員の皆様方と連絡を取りながら、どこに入ってくれというような形のことを今後進めていきたいと思しますので、今日、この場では決めにくい形になります。いずれ、その辺のところが決まった段階で、また更にその次に進んで座長指名とかそういったようなことになるかと思いますが、その手続で御了解いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

鈴木座長 よろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

そのほかのところ、まだ何かございますか。

どうぞ。

布柴専門委員 済みません、今回、初めて加えていただいたので、クリアーにさせる意味で質問させていただきたいんですけども、この一般評価部会というのは基本的に優先評価物質についてのみやると。それで、評価グループの方はそれ以外の 141 物質についてやるというふうなことなんですか。

鈴木座長 事務局から、もう一度、御説明願えますか。

都築課長補佐 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、調査審議すべき剤の数なんですけれども、ポジティブリストに掲げられているもののうち、平成 18 年度に調査審議すべきものとして厚生労働省から依頼を受けているものが、農薬で 100 剤ございます。先ほど 146 というのがございましたが、このうち 46 は農薬としての使用がない動物用医薬等でございます。農薬について、我々は 100 剤を調査審議していくということになります。

このうち、一般評価部会が行うものというのが、優先評価物質というのは勿論やること

になります。優先評価物質のうち、農薬として国内の使用がございますのが 2 剤、アレスリンとオキシリニック酸でございますので、これについては一般評価部会で調査審議を行っていただくと。残り 98 は、評価グループでやるということになると、一見、非常に数のバランスが悪いように見えるんですけども、実は、先ほど御説明した中であって、若干、条文を引いているような形でわかりにくかったんですが、新規の農薬登録申請があった剤とか、農薬の適用拡大に伴って新たに食品中の規格基準を定めるというようなものについても一般評価部会の方で審議していただくということでございます。

実は、私ども食品安全委員会ができてから、厚生労働省から諮問を受けて、これからどんどん審議を進めていきたいと考えている剤が、一番最後の参考資料 2 に掲げておりますけれども、大体 100 剤ぐらいございまして、こちらも相当なボリュームでございますので、実際には、数のバランスとしては一般評価部会と評価グループとで同じぐらいのウェイトがかかっていると。それぞれ審議する内容について、一般評価部会は新規、適用拡大に係る農薬の調査審議、優先評価物質アレスリンとオキシリニック酸の審議。それから、今、評価グループという名称になっておりますが、こちらの先生方には今年度依頼されております 98 剤の農薬について調査審議をしていただくという分類を考えております。

以上です。

鈴木座長 今の説明で御理解いただけましたね。新規登録の問題、あるいは適用拡大の問題は今までの専門調査会と同じで、この一般評価部会の方で審議する形になります。従来は、この評価部会が 1 つしかありませんでしたので相当審議が遅れたんですが、今回は 2 つに分けましたから、その意味では各評価会の負担は若干軽くなるかもしれませんが、全体としてみると、審議できる剤は恐らく少し増えるだろうというような期待がございます。よろしく願いいたします。

ほかに、何かございますでしょうか。

なければ、先ほどの専門委員の区分け等々は、また事務局を通じて各専門委員の方々のところにお話が行くと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「(5) 農薬専門調査会の審議手順について」でございます。まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

都築課長補佐 それでは、評価手順でございます。資料 6~9 を使いまして御説明させていただきます。

根幹になりますのは、資料 9 の文章で書いてある「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順(素案)」というものでございます。これをわかりやすく図で示し

たのが資料 6、資料 7、資料 8 でございます。

流れは、資料 6、資料 7、資料 8 を使って大まかに先生方に御説明させていただきます。まず、資料 6 を御覧くださいませ。「ポジティブリスト制度の導入に係る食品安全委員会審議フロー(素案)」ということで、厚生労働省と食品安全委員会の役割分担をここで明確化しております。

まず、厚生労働省からポジティブリストに掲げられた農薬について評価依頼計画が策定されて、評価依頼が食品安全委員会にまいります。それを受けまして、農薬専門調査会において毒性データ等を見ながら ADI などの設定を行ってまいります。

ただ、通常ですと、ここで農薬の暴露量も ADI と併せて審議することになるんですが、ここでは推定摂取量の試算というのを行いませんで「推定摂取量の試算結果を事務局を通じて報告する旨の条件を付す」というのは、厚生労働省に最終的に推定摂取量の試算を行っていただいて、その結果を付けて報告してくださいというのを、この審議の結果の紙に書かせていただくということでございます。

食品安全委員会で、まず ADI の決定を行いました後、ADI 等の意見募集を 30 日間行いまして、その結果、評価結果の通知を厚生労働省に行います。

厚生労働省は、この ADI に基づいて、TMDI 試算ですとか、EDI 試算。これは下の方に説明書きを書かせていただきました。食品を通じた農薬の摂取量の試算の方法でございます。これに基づいて推定摂取量の試算を行いまして、ADI 等と比較しつつ MRL を設定いたします。厚生労働省は、設定した MRL、試算結果を再び食品安全委員会に報告していただく。この報告していただく根拠となるのが、先ほど ADI 等の設定のところ括弧書きで書かせていただきました。推定摂取量の試算結果を報告するというところでございます。

いただきました報告を見ながら、食品安全委員会で暴露量の確認をいたします。暴露量の確認というのは、MRL と、設定されました農薬の暴露の推定摂取量の試算結果を併せて説明するということになります。通常、厚生労働省さんが行った試算結果でしょうから問題ないとは思いますが、必要に応じて何か意見すべきことがあった場合には、食品安全委員会から厚生労働省に対して意見を出すということが出来る形になっております。

厚生労働省は、私たち食品安全委員会に MRL の報告を行うと同時に、パブリック・コメントと、WTO への通報措置を行いまして、それが済んだ段階で MRL の告示を行うと。

MRL の告示を行った後に、再び食品安全委員会に、結果、こうなりましたという報告をいただくことになっておりまして、あとは、食品安全委員会が通常、年 2 回程度、施策の実施状況の調査というのをやっているんですが、この通常のスキームにのっとって施策

の実施状況の確認と、それに基づいて必要に応じた勧告というのを行うことになっております。

続きまして、資料7に基づきまして、農薬等の評価の実施手順を御説明させていただきます。

まず、758種類の農薬等があるんですけども、これをどういうふうに評価していくか。これは農薬だけではございまして、先ほどのスキーム図にもございました動物用医薬とか、飼料添加物なども含めて、この実施手順で行います。

まず、どういうものを優先物質とし、優先物質以外をどういうふうに分けていくかという観点ですが、3つございます。国際リスク評価機関でADIが設定できないとされたもの。国民の摂取量が多いと考えられるもの。評価の実施の途上において発がん性などの新たな重要な毒性知見が得られたもの。こういったものについては、優先物質として評価を行いたい。それ以外のものについては、優先物質以外のものとして評価を行いたいということでございます。

そして、優先物質につきましては、毒性試験成績等に基づいて評価を行います。これは、通常、新規の農薬等について行われていますように、毒性試験の結果の生データを見ながら評価していくということでございます。

優先物質以外につきましては、評価の手順は既存の評価書等の評価の根拠になったデータ、経緯、評価後に蓄積された科学的知見を基に評価を行いたい。

ここで用いる資料といたしましては、我が国の政府機関が過去につくった評価書。国際評価機関、それから、アメリカですとか、EU、オーストラリア等、外国の政府機関が作成した評価書といったものを根拠として使いたいと思っています。

それから、申請資料等といたしまして、農薬の登録申請時に申請者から提出されます、農薬の場合ですと農薬抄録等といった資料を活用したいと。それから、インポートトレランスを要請する際に申請企業から提出された資料というのも活用いたしまして、これをもって食品健康影響評価を行うということにしております。

評価の具体的な中身については、後ほど御説明いたします。

そして、評価の結果なんですけれども、それぞれ一般評価部会、評価グループにおいて、ADIの設定その他の方法によって評価を行っていただいて、その結果を厚生労働省に通知して、後のフローは先ほど資料6で御説明したとおりでございます。

優先物質と、それ以外についての具体的な評価方法の考え方ですが、資料8で御説明させていただきます。資料8に優先物質に係る評価方法、優先物質以外に係る評価方法とい

うことで分けて書いております。

まず、優先物質に係る評価方法につきましては、毒性試験ですとか代謝・残留試験といったものの資料をすべて見た上で、必要に応じて、欠けている部分については補完のデータ、あるいは追加試験、考察などを出していただきまして、最終的にすべてそろったところで食品健康影響評価の結果として ADI 等を設定していくというのが優先物質に係る評価方法でございます。

優先物質以外につきましては、過去、国内で行われました評価結果、JMPR の評価結果、農薬抄録等、それから、それらが書かれた後の科学的な知見。例えば、毒性試験データ等を総合的に判断いたしまして、仮に部分的に疑義が生じた場合にあっては、重点的にその部分を見て、必要に応じて追加試験ですとか関連データ等を出していただいて補完いたしまして、疑義が生じた部分を重点的に評価した上で評価結果を出すということで、これは専ら既存の評価書等の活用を行いつつ効率的な評価を行うという形で、優先物質以外の評価を行うことになっております。

資料 9 は、以上、御説明申し上げた内容が文章で書かれているものでございますが、御説明したいのが資料の位置づけなんですけれども、資料 9 の実施手順の 1 枚目の 1 の (1) で、そのパラグラフの一番下に書いてありますが「現行の農薬等の評価方法を参考にしつつ試行的なものとして実施手順を定め、毒性等の評価を行うこととする」ということで、資料 6~8 を、私、御説明してまいりましたけれども、がちっとこの方法で固めてもう動かさないということではございませんで、実際に審議している最中で不都合がありましたら、その点については機動的に評価の方法を、進むような方向で考えていきたいということで、試行的な位置づけであるということで御理解いただければと思います。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。

全体として、758 剤とかという形になっていて、農薬が恐らく 500 剤近くという話なので、多分、ここで言われている話の大筋は、この評価手順の中に落ちるんだろうとは思いますが、個々の的に調べると、恐らく、この中には入らなくて、もうちょっとデータを集めないといけないとかいろんなことが生じるのではないかと思います。

例えば、ADI がある程度決まっていて、実際に摂取するものが ADI に対してどのくらいあるだろうかというようなところで、恐らくはみんな、かなり低いところにあると思われるので、厚生労働省さんも暫定的にそういう基準を決めたんだと思うんですが、もしかしたら、それが非常に著しく実態とかかけ離れていて、非常に大量に取られているというよ

うなことが後になってわかってきたというような場合には、やはり、これは優先物質とまでは行かないにしても、審査を急がなければならないようなこと、あるいは更に別のことを調べなければならないかもしれないようなことはきっと出てくるのではないかと思います。

事務局で最後に言われた試行的にという意味は、そういう状況も含めて、多少、柔軟に考えますという意味ですね。

都築課長補佐 何が起こるかわからないので、想定されるものが出た段階で臨機応変に対応できるようにという思いでございます。

鈴木座長 そういうことだそうでございます。

一応、大筋で、流れとしてポジティブリスト制度導入に関わった剤について、厚生労働省と食品安全委員会の農薬専門調査会との関係の資料 6。

それから、もうちょっと具体的に、優先物質と優先物質以外のところで生データを用いるのと、その他のさまざまな評価書、権威のあるところでのものを用いてする審議というようなところの説明があったかと思います。

また、資料 8 では、関連データ等々の追加というようなことも含めて審議を繰り返すと。それで、最終的には ADI を決めるか、あるいは、これは話が出なかったんですが、一律基準の話の剤は、この場合はどういうふうになりますか。今のところ、今年は ADI を決めるものの話だけでいきそうだということで、この話になっているだけですか。

都築課長補佐 鈴木座長、それは 0.01 ppm の妥当性を審議するということでございますか。

鈴木座長 妥当性は、勿論、それは全体の合同委員会でやると先ほど説明があったんですが、そうではなくて、この剤は一律基準だという話になったときの審議にしても、一応、農薬専門調査会で確認をするようなことはしないんですか。

都築課長補佐 一律基準が適用される剤で、暫定基準値が一切設定されていなくて、すべて一律基準で判断をすると。

鈴木座長 一律基準が出されるというのは、基本的に暴露量の関係からのことと、実際にハザードに関する資料その他がほとんどないからとかそういうようなことから、原則が決まればこのところでは審議しないということになるんですか。私、間違っていますか。何か勘違いしているかもしれません。

都築課長補佐 済みません、私の理解だと、ポジティブリストに掲げられているものというのは何がしかの暫定の基準値が設定されていて、リストに載っていないものについて

は一律基準が適用されて、それを超えたら食品衛生法違反ということになるかと思います。

鈴木座長 ポジティブリストには、一律基準のものも全部含まれています。違うんですか。

國枝評価課長 これは、実際には、そもそも対象外物質というのが 65 物質あるんですけども、それを除いたものについては基本的には禁止ということで、禁止というのが一律基準ということで 0.01 ppm なんですけども、それをポジティブリストということで 758 プラス 41 物質で、計 799 物質について個々の作物に対する残留基準が定められているという形になっております。この中で、799 物質のうちの 758 物質が暫定基準ということで、いとまがなく、食品健康影響評価を経ずに定められたので、それをまずやると。

もう一つは、一律基準が 0.01 ppm。これは、個々の農薬等について具体的な残留基準が決められているものです。実際には海外で使用されていて、しかも、それほど使われていないようなものについて輸入食品として入り込んでくるというものとか、あるいは国内の農薬作物に既に使われているもので適用作物がないという場合については、基本的には検出されてもいいけれども、それらが 0.01 ppm 以下ということです。

鈴木座長 ですから、その意味で、ポジティブリストと言われているものの中には 0.01 ppm 以下になるべきという話の剤は含まれていて、そこを外れてしまったら検出されれば一発でおしまいですけども、検出されてもいいけれども、0.01 ppm はという意味でしょう。

國枝評価課長 検出されても、0.01 ppm 以下であればいいという趣旨でございます。

鈴木座長 ちょっと混乱しましたが、どうやら私が言っている部分の方が正しいんだと思うんですけども、いずれにしても、今、とんでもない話が持ち上がってしまいまして、どうも、これは 1 回、ポジティブリストそのものについて、あるいはポジティブリストとネガティブリストにという規制の仕方そのものについて、我々、専門委員がきちんと 1 回、勉強会をしないといけないと。そんなふうな印象を持ってしまいました。その辺りは、事務局の方と相談いたしまして、もう一度、皆様にお諮りしたいと思います。

全体として、若干混乱した議論もあったんですが、原則とかそういうようなところで疑問があるとかそういうようなことがございましたら、是非、御指摘いただきたいと思えます。

JMPR などで御参加の経験がある高木専門委員、何か御意見ございますか。

高木専門委員 では、1 つだけ。このワーキンググループの方で審議した剤も、同じように評価書とか英訳とかをつくっていかれるんでしょうか。

鈴木座長 これは、事務局に聞かないとまだわかりませんが、ワーキンググループの方で評価したものについても評価書をつくっていくんですねということなのですが、しかも英文でという意味ですね。これはどういうふうに考えているのでしょうか。

國枝評価課長 評価書については、できるだけ英語に直して発信していこうということと進んでおります。ただ、實際上、予算の制約などもありますので、プライオリティーとかそういうものも考慮して考えていきたいと思っております。

少なくとも、サマリーについてはできるだけ全て英語に訳して発信していかなければいけないと思っています。

鈴木座長 そういうことだそうですが、原則論としては、この専門調査会が発足して公開というような話ができ、評価書が初めて世の中に出て、国内だけではなくて外国にもというのが趣旨でございましたから、ポジティブリストに変わって評価されたものについても、恐らく原則、その方向となるのではないかと私は個人的には想像しております。順番とかその他等々で、若干、検討の余地があるようでございます。

よろしゅうございますか。

そのほかに、何かございますか。

名古屋市立大学の津田専門委員、何か御意見ございますか。

津田(洋)専門委員 特にありません。

鈴木座長 そのほかに、ございますか。

なければ、この提案された形で審議を進めていく形でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

鈴木座長 よろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

引き続きまして、既に一部、説明があったんですが「(6)平成18年度に審議すべき農薬のリストについて」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

都築課長補佐 それでは、資料10、資料11、それから、参考資料1を見ながら御説明させていただきます。

「ポジティブリスト制度に関するこれまでの審議経緯等」が、資料10に書いてあります。

スタートは、平成15年5月の改正食品衛生法の公布でございます。その後、厚生労働省においてポジティブリスト制度の導入について審議が開始されまして、さまざまなやりとりがあって、直近は平成17年11月29日に厚生労働省から告示が公布されました。

そして、周知期間として6か月を持ちまして、平成18年5月29日にポジティブリスト

制度の施行がされる予定でございます。

これまでの厚生労働省とのやりとりにおいて、資料 10 のぺらっと 1 枚めくっていただいたところに、コピーが非常に汚くて恐縮なんですけれども「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について(意見)」ということで、食品安全委員会から厚生労働大臣あてに意見を出ささせていただいております。

内容といたしましては、例えば 1、優先物質というのをちゃんと定めなさいという趣旨で書いております。「我が国において評価が行われておらず、JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)、JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日摂取許容量(ADI)を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除等を含めて慎重に検討すること」というようなさまざまな意見を出ささせていただきました。これに対する回答が参考資料 1 でございます。厚生労働大臣から寺田委員長あてに、平成 17 年 11 月 28 日付けの文書で返ってきております。

これの中で、先ほどのリクエストに対して、JMPR、JECFA 等で ADI が設定できないとされたものについて、まずは優先的に評価いたしますと。具体的には 5 つの剤がここで書いてあります。「1. について」の(2)の、アレスリン、オキシロニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシンということでございまして、このうち農薬に該当するものが 2 剤、アレスリンとオキシロニック酸でございます。

それから、どういったものを優先物質にするかというような考え方を整理しなさいというリクエストに対しましては、まずは優先物質の評価は、国際評価機関で ADI が設定できないとされたもの。マーケットバスケット調査の結果、我が国の食生活を通じた一日当たりの摂取量が多いと推定されるもの。発がん性等の新たな毒性的な知見がわかったもの。それから、上記に準ずるものということで書いてあります。

3. につきまして、除外物質 65 物質を指定したということで、除外物質が掲げられております。

4. について、検査方法をしっかりと確立していただきますということです。

5 番目、リスクコミュニケーションを徹底することということで、これを受けまして厚生労働省は関係省庁との連携を行いつつ、非常に積極的にリスクコミュニケーションを図っているということがここに書かれております。

6 番、パブリック・コメントや WTO 通報等、それぞれの節目節目において適宜報告を行いますということで書かれております。

それから、参考資料 1 の後半の方、別紙 1 ということで「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」というのが書かれております。これが厚生労働省側の我々食品安全委員会に対して、これから評価を依頼する計画の設計図のようなものでございます。

先ほどの 5 つの優先評価物質というの、ここに書かれております。

「2. リスク評価の依頼」として、合計で 758 農薬等について年間 150 ぐらいずつ、5 年間をかけて依頼してまいりますということがここに明記されております。

758 農薬の内訳といたしましては、農薬だけの剤で 516、農薬及び動物用医薬品として使われているものが 31、それから、農薬であって飼料添加物であるものが 1 ということで、これが我々農薬専門調査会がこれから評価していく剤の全体像になろうかと思えます。

それから、リスク評価に必要な資料の入手に関する具体的な方法についても、我が国で登録されている農薬、それから、我が国で登録はございませんが、海外で使用されている物質について、それぞれ資料の入手の方法がここで定められております。

そして、これらを踏まえまして、資料 11 なんですけれども、先月末、3 月 30 日に厚生労働省から平成 18 年度に評価を依頼する物質のリストがこのような形で出されております。

まず、優先評価物質が 5 物質、その他の物質が 141 物質ということで、平成 18 年度につきましては合計で 146 物質が厚生労働省から依頼される予定でございます。

優先評価物質は、先ほど申し上げたとおり、5 物質でございます。それ以外の 141 物質につきましては、1 枚めくっていただきますと横置き表がございます。

表の見方を簡単に御説明申し上げます。まず順番の 1 ということで、別紙の最上段に書かれているもの、1,3 - ジクロロプロペン (D-D) という名前の土壌消毒に使う剤でございます。主な用途のところに農薬・殺虫剤と書かれております。

これで、農薬取締法というところに が付いております。これは農薬取締法に基づく農薬登録が行われていて、現行基準というのは、食品衛生法に基づく食品規格はまだ設定されておられないというのが、この表の意味するところでございます。

それ以外に、農薬に関係するところだと、JMPR というのが一番上のカラムの説明のところにあります。この JMPR に が付いているものというのが、JMPR で過去評価されたことがある農薬等でございます。

それから、参考基準国というのが、米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランドということで、全部で 5 か国を掲げております。これは、厚生労働省がそれぞれ在京の公館とやりとりをして、それぞれ資料の提供等、協力が得られるということを確認している 5 か国

がここに書かれております。例えば、アメリカに が付いているものについては、アメリカで評価がされている。その評価書を参考にすることができるということを意味しております。

以上でございます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。

非常にたくさんの物質があって、今年は 150 弱の剤。そのうち 100 剤ぐらいが農薬の関係だということと、それらについての具体的な資料が資料 11 のところで出されてきていると思います。

資料 10 については、経過でした。その中で、参考資料 1 として厚生労働省の方から出されてきた回答といったようなものが詳細に説明されたと思います。

結構わかりにくいので、御遠慮なく疑問な点を質問していただいた方がいいと思っ

前の方からで、石井専門委員、何か一言ございますか。

石井専門委員 特にありません。

やはり一番わかりにくいのは、ポジティブリストがどんなものかというのは、初めて参加される先生方が多いものですから、そこを 1 回、厚生労働省の方からよく説明を聞かないといけないだろうと思います。感想はそれだけで、私もよく理解できていると限らないので、教えてもらいたいことがあると思います。

鈴木座長 確かに、ポジティブリストのところを理解されないと、この優先物質と非優先物質の話とか、仕分けがいろいろわけがわからないところがありまして、混乱が生ずる可能性は確かにあると思います。これは先ほどもお話ししましたが、後ほど事務局と図りまして、また勉強会のようなものを提案したいと思います。

その後ろの小澤専門委員は、何かございますか。

小澤専門委員 石井専門委員と全く同じ感想を持ちましたので、結構です。

鈴木座長 そうしますと、一応、少し勉強しながらやっていきたいと思います。今日の審議の結果をどうするかというようなところで、若干、事務局の方から説明していただきまして、その上で御了承が得られればと思いますが、どういうふうにしましょうか。

都築課長補佐 本日、御審議いただきました結果というのをとりまとめまして、農薬専門調査会として食品安全委員会に報告をすることとなっております。

鈴木座長 そうすると、食品安全委員会に座長名で報告をしなくてはならないというこ

となので、預らせていただくのはいただくんですが、本日、欠席されている先生方の意見も是非集約したいと思っておりますので、その辺のところは事務局の方から欠席専門委員に資料を送って意見を集約していただきたいと思います。それを取り入れた形で、私と事務局とで報告する文案をつくりまして報告させていただきたいと思いますが、御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

鈴木座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から、そのほかに何かあればお願いいたします。

都築課長補佐 この後、先ほど石井専門委員、小澤専門委員からもお話がございましたが、ポジティブリスト制度というのが何なのかよくわからない。それから、新たに農薬の調査審議を行っていただく先生に、これまで農薬の調査審議を食品安全委員会としてどのような方法でやってきたのかというようなことについて、一応この場で、この農薬専門調査会が終わった後、勉強会をさせていただきたいと思っておりますので、関心のある先生は是非、このまま残っていただければと思います。

鈴木座長 どうもありがとうございました。

それでは、予定されていた審議はこれで終了いたしました。次回のところは、まだ区分けとかいろんなものが決まっておられませんので、その辺を急いで手配いたしまして、後ほど各専門委員のスケジュール等々も確認した上で事務局の方から連絡していただくことになると思います。事務局の方、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。